

第4章 豊かな市民生活を実現する 施策の体系——個別項目

1. 安全で住みよい生活環境——環境計画

武蔵野市の環境計画は、一方で居住性をたかめるために、自然環境を保護し、都市防災の機能を向上するとともに、他方で利便性を求めて都市活動の拡大に努めるという背反する目標を、バランスをとりつつ、追い求めなければならない。

ところで、東京都長期計画によれば、都心の再開発が活発になるとともに、立川・八王子に大規模な商業中心地が形成される。また、田無・調布など武蔵野市の周囲の主要な鉄道駅周辺の再開発が進み、さらに、外側では所沢市、町田市が首都圏中核都市として発展する。このように、武蔵野市をはさんで、東西それぞれわずか10～15km圏に産業活動の強力な極ができ、南北にも大型店をとまなう商業活動の拠点がいくつも生まれる。このため、武蔵野市の商業は厳しい競争に直面し、また通過交通が急増する。したがって環境計画は困難さを増し、施策の幅は著しく狭められる。しかし、これは多摩地域の、ひいては首都圏の発展にとってさけて通ることができない過程であり、武蔵野市はこの局面を前向きに受けとめ、新たな地の利をつくりだしていかなければならない。

さらに、今後21世紀にかけて、多摩川流域を中心とする多摩南部に、高度技術産業の展開を軸とする経済活動の急成長が予測されており、これを支える南北交通の強化は、首都圏の都市計画の重要な課題となっている。なかでも中央線三鷹以西の連続立体交差化は、東京都による対策のうちでも最も重要なもののひとつに位置づけられている。南北交通の強化は、武蔵野市の将来にとっても死活的意義をもつものであり、防災の観点からも不可欠であるので、この調整計画期間中の環境計画においても、重視していかなければならない。

環境計画は、達成に要する時間がきわめて長いうえ、文教計画および福祉計画の土台として広範な影響を及ぼすので、従来から確立されている方向を忍耐強く追求していくべきである。すなわち土地所有者の協力を求め、公共用地の積極的な取得

に努めるとともに、公共施設の建設は抑制して、空地型土地利用を拡大する。駅周辺を持続的に整備していく。緑・水など自然環境保全については、可能な方途をきめ細かく試みていく。また、放置自転車および生活型公害については、なにぶんにも問題が市民生活の複雑多岐な面にかかわっているのです、解決は容易ではない。しかし、放置自転車など緊急性のある問題から具体的な対策を打ち出すとともに、総合的な観点からの解決に取り組んでいく。

(1) 地域環境保全と都市計画

① 西久保地区整備の検討

防災上および快適性の観点から、武蔵野市内で最も人口が密集していて、基盤整備が遅れている西久保地区を、用途地域の変更、区画道路の整備、地区計画手法の活用などにより、安全な居住空間をもった地区へと整備するため、調査を進め（57年度より一部調査実施）、地元と協議していく。

なお、その際公園や遊び場用地の確保に十分配慮していくものとする。

(2) 緑と公園のネットワーク計画

① 公園・遊び場

子どものための屋外の遊び場空間は、なお決定的に不足しているのです、公園・遊び場用地の恒久化をはかり、そのいっそうの整備を推進していく。特に遊び場空間がほぼ完全に欠落している地域、すなわち吉祥寺本町1・2丁目、中町1・2丁目付近の公園・遊び場の確保に全力をあげる。

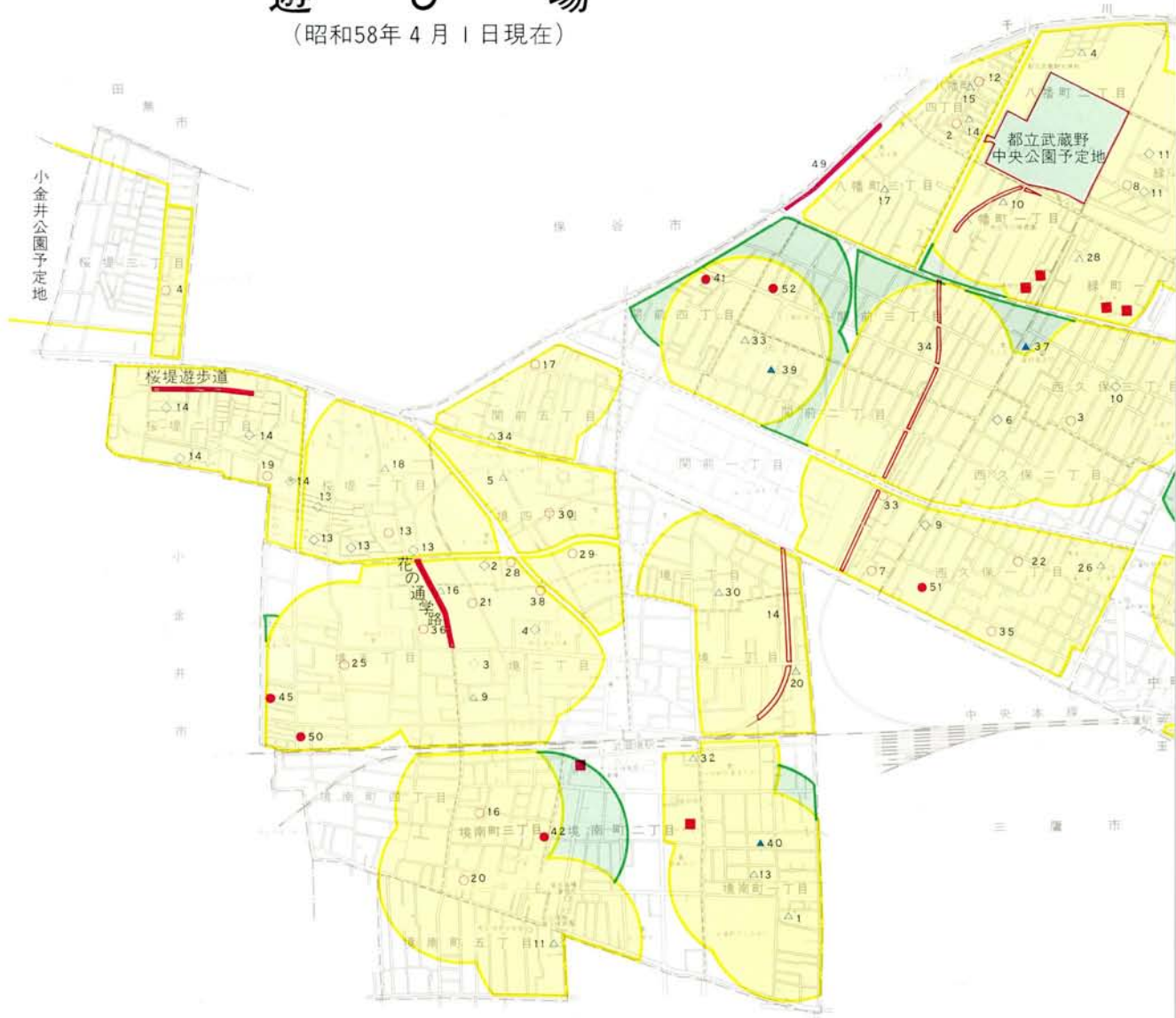
② 緑の確保・保全

公有地の緑は、ある程度は確保されているが、今後さらに緑化に努める。特に市庁舎、このほど完成したクリーンセンター、近く建設が予定される総合体育館、さらには市営総合グラウンドなどを取りまく地域は、武蔵野市の緑化の中心拠点として、緑景観の整備を推進する。

街路樹の樹種の検討、剪定方法を工夫して武蔵野市に合ったグリーン・ベルトをつくっていく。

遊 び 場

(昭和58年4月1日現在)



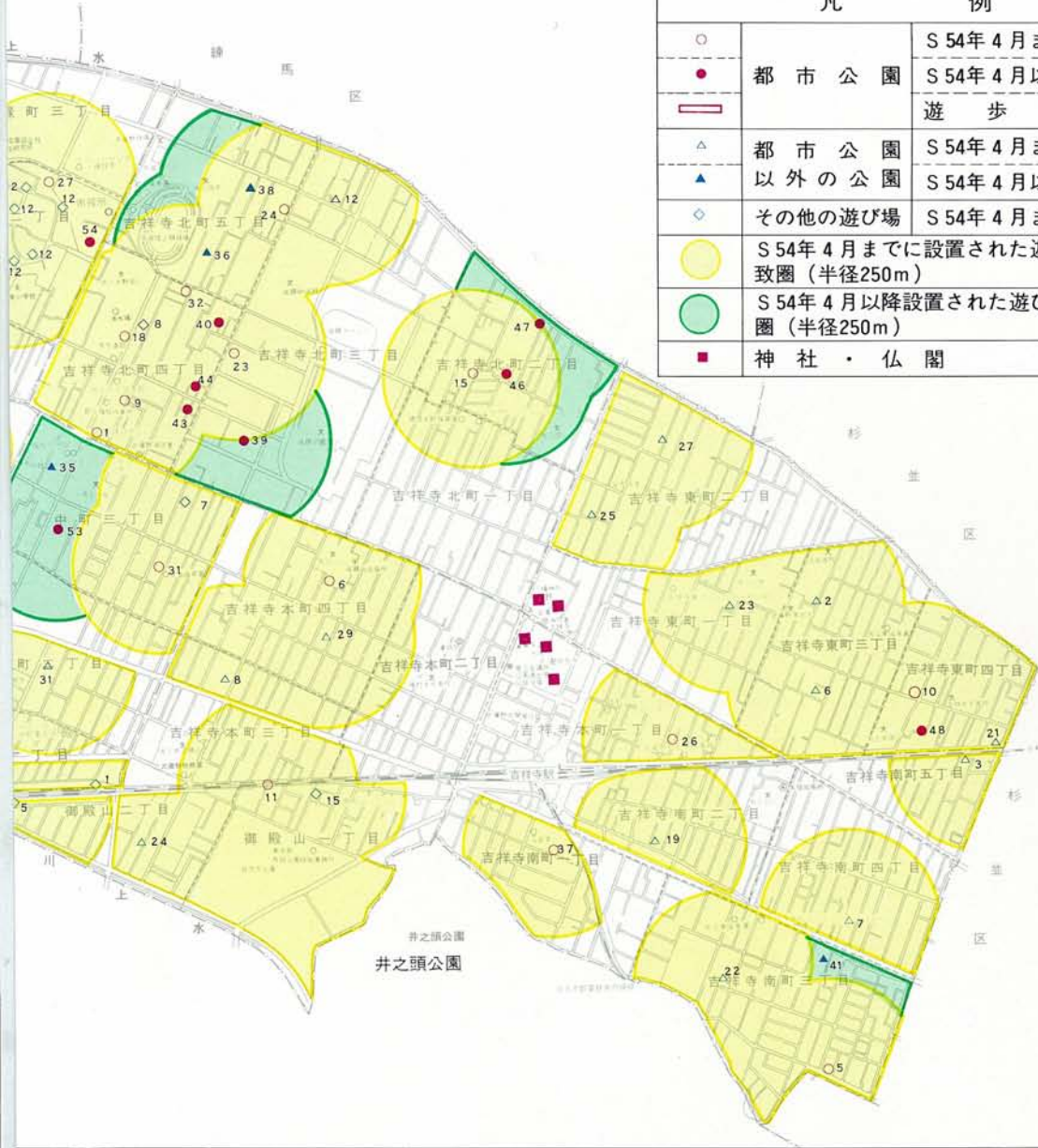
遊 び 場

58・4 現在

<都市公園>

番号	名 称	所有者区分	番号	名 称	所有者区分	番号	名 称	所有者区分
○ 1	旧市役所	前町市	○ 22	ふか	市民	● 43	か	都
○ 2	八幡	市	○ 23	く	市・都	● 44	第	都
○ 3	西久保	市	○ 24	れ	市	● 45	2	都
○ 4	東水	市	○ 25	桑	市	● 46	北	都
○ 5	上東	市	○ 26	通	市	● 47	北	都
○ 6	玉川	市	○ 27	祥	住公	● 48	町	国
○ 7	川上	市	○ 28	ろ	民	● 49	北	都
○ 8	うん	市	○ 29	が	市	● 50	北	都
○ 9	ちやば	市	○ 30	ね	民	● 51	本	都
○ 10	松	市	○ 31	野	民	● 52	千	都
○ 11	高	市	○ 32	み	市	● 53	子	都
○ 12	架	民	○ 33	す	都	● 54	宿	市
○ 13	下	国	○ 34	よ	都	● 55	水	民
○ 14	瀬	市	○ 35	保	市		遊	市
○ 15	村	市	○ 36	道	市		歩	民
○ 16	葉	市	○ 37	森	市		い	市
○ 17	山	市	○ 38	中	市		久	民
○ 18	橋	市	○ 39	南	市		通	市
○ 19	田	市	● 40	た	市		せ	民
○ 20	堤	市	● 41	け	市		の	市
○ 21	南	市	● 42	き	都		市	国
				竹	都			
				本	都			

凡 例		
○	都 市 公 園	S 54年 4月までに設置
●		S 54年 4月以降設置
—		遊 歩 道
△	都 市 公 園	S 54年 4月までに設置
▲	以 外 の 公 園	S 54年 4月以降設置
◇	そ の 他 の 遊 び 場	S 54年 4月までに設置
○		S 54年 4月までに設置された遊び場の誘致圏 (半径250m)
●		S 54年 4月以降設置された遊び場の誘致圏 (半径250m)
■	神 社 ・ 仏 閣	



<都市公園以外の公園>

番号	名 称	所有者区分	番号	名 称	所有者区分
△ 1	境本南	南宿	△ 22	うぐいす小路	民
△ 2			△ 23	本ぐいす	民
△ 3			△ 24	本田	民
△ 4	富森	南	△ 25	岡ら	民
△ 5	森渡	苗	△ 26	三松	民
△ 6	南本	木	△ 27	松三	民
△ 7	町	(仮設)	△ 28	松三	民
△ 8	関町	畑	△ 29	野の	民
△ 9		口	△ 30	野境	公
△ 10	岩富	崎	△ 31	横五	社
△ 11	北士	通	△ 32	松五	市
△ 12	つみ	裏	△ 33	伸五	市
△ 13	八幡	橋	△ 34	通	市
△ 14	八幡	第2	△ 35	中央	市
△ 15	八幡	第3	△ 36	裏	市
△ 16	武川	第2	△ 37	小	市
△ 17	千第	木	△ 38	中	市
△ 18	本第	水	△ 39	前	市
△ 19	本第	畑	△ 40	お	市
△ 20	本村	橋	△ 41	田	市
△ 21	下水ポンプ場(仮設)				

<その他の遊び場>

番号	名 称	所有者区分
◇ 1	中町遊園地	民
◇ 2	郵政遊園地	国
◇ 3	郵政遊園地	国
◇ 4	片寄遊園地	地
◇ 5	国鉄南遊園地	地
◇ 6	西久保市営住宅遊園地	地
◇ 7	武蔵野住宅ちびっこ広場	地
◇ 8	都営吉祥寺第9住宅内遊園地	都
◇ 9	西窪都営住宅内遊園地	都
◇ 10	都営西久保3丁目アパート内遊園地	都
◇ 11	都営武蔵野アパート内遊園地	都
◇ 12	緑町公団住宅内遊園地	住
◇ 13	桜堤公団住宅内遊園地	住
◇ 14	桜堤公団住宅内遊園地	住
◇ 15	国鉄御殿山アパート内遊園地	鉄

このような計画の際には、従来緑被地率調査などで取りあげられてきた平面的な緑地のとらえ方に加えて、実際に植栽される樹の大きさ、葉の繁り具合など、立体的な緑の評価の視点を取り入れて、緑の質の向上をはかる必要がある。

また、保存樹・保存樹林の指定や、緑化条例の制定、緑化基金の活用などにより民有地の緑化を推進する。

③ 水

① 市内に残された貴重な自然を保全し、失われた水辺と緑を回復し、豊かな環境をつくるのが今、強く求められている。

玉川・千川上水は、流水が途絶えたことにより護岸植生の損壊が進み、早期清流復活が望まれているところである。このため、下水処理水の再利用による、清流復活早期実現のための促進と、玉川上水を歴史的資産として保存する文化財指定を、東京都に対し強力に働きかける。

また、千川上水は、清流を復活させることにより、親水緑地として位置づけ、遊歩道化をさらに促進する。なお、東京都のマイタウン計画の中では、玉川上水への通水を昭和 61 年度、千川上水の通水は昭和 63 年度と計画されている。

② 井之頭公園池を源とする神田川も、大部分が浸水防除の河川として改修されているが、水質汚濁が進み、水と緑に囲まれた都民・市民のうるおいのある憩いの場が失われつつある。こうしたことから、人と自然とのふれあいを求め、武蔵野市東部地区最大のレクリエーションの場として、井之頭公園内の神田川の親水河川化の早期実現を東京都に対し強く働きかける。

③ 仙川については、当面、東京都による改良工事のいっそうの促進を求め、その進捗状況をまわって環境整備を検討していく。

④ 下水道の整備により、雨水の大部分が河川に放流されている。地下水位低下防止、植生の貧困化防止などのため、雨水の地下浸透や有効利用を、公共施設、公園などで実施する。

⑤ 地下水位低下防止、植生の貧困化防止、水質検査、地域での中水道確保の検討など、水問題全般についての、プロジェクトチームを設置し検討する。

④ 農地の保全

武蔵野市内に残された農地は、非常に少なくなっている。

緑としての農地、都市の空間としての農地、さらに防災時の活用も考えられるので、有効な農地保全対策を推進し、また、市民が土に親しむ機会を深めるため、市民農園を増やしていく。

(3) 生活型公害の防止

① 生活環境公害抑制の検討

① 防災上のみならず歩行者の安全確保の面から、また、環境浄化、都市の美観上の観点からも、広告塔・看板・立看板・置看板類、放置自転車、道路にはみだした自動販売機、物売り台、空き箱、ワゴンなど、道路の不法占有物の排除のために、とりえる方策を多角的に検討する。

② 広告騒音、深夜騒音、チリ紙交換や物品移動販売車の案内放送など、市民生活の静けさを乱す騒音が少なくない。しかし、騒音に対する感受性には個人差が大きいこと、これを防止する有効な方策がないことなどから、行政上の対応がむずかしい。目下東京都では近隣騒音問題懇談会を設け検討しているので、当面はその動向を見守っていくことにするが、関係業者および市民が静けさの大切さに深く留意し、必要以上の騒音を出さないように自粛していくことを望みたい。

② 環境浄化と再開発

「環境浄化に関する条例」、「旅館・レンタルルーム規制条例」などの関係法規が制定され、一定の成果はみられた。だが、このたび風俗営業法が改正された。これには功罪両面がありうるので、この新しい事態に対応したきめ細かな対策を検討していく。

吉祥寺大通り以東の地区の環境浄化については、まちづくりやまちの再開発の視点から積極的に取り組んでいく必要がある。すでに道路の拡幅、街路灯の設置、植栽、ガードフェンス設置、空地の取得など、当面緊急の対策を進めているが、この地区については、今後も積極的に土地の購入に努め、長期的な再

開発を構想していく。

なお、吉祥寺駅南口地区については、これが吉祥寺大通り以東地区のような状態の再現にならないように注視していく。

(4) 街路整備

総論で述べた理由により、今後、武蔵野市では通過交通の急増が予想される。他方で、老人や子どもに安全快適な通行を保障し、災害時の交通機能を確保するためには、生活道路の充実が不可欠である。したがって、通過交通と、武蔵野市を起終点とする交通および内々交通との調整が必要である。

以上の観点から街路整備事業を次のように推進する。

- ① 中央線三鷹・立川間連続立体交差化事業の促進をはかる。
- ② 既定の道路計画を推進する。
 - ④ 事業実施中の都市計画道路（2・2・3号線、2・3・5号線）および区画道路（市道190号線、北裏区画道路など）を推進する。また、西久保区画道路第13号線については、地域住民と地区計画についての協議を続けながら、これを推進する。
 - ⑤ 吉祥寺駅周辺の五日市街道（2・2・6号線）や、南北方向の田無街道（2・2・13号線）および公園通り（2・2・9号線）の拡幅整備の早期実施を、東京都に対して強力に働きかける。
 - ⑥ 既存道路の改修を推進する。
- ③ 生活道路の充実を推進する。
 - ④ 防災活動の障害となる狭隘な道路の改善に努める。
 - ⑤ 電力会社と協議し、可能なかぎり電線の地下埋設を促進し、安全で快適な歩道を増やすように努めていく。
 - ⑥ 三鷹駅北口周辺の市街地整備を配慮し、市民文化会館に通じる市道16号線を拡幅整備して、歩行者の回遊性の向上に努める。
 - ⑦ まちづくりの観点から、武蔵境駅北口の西部地区に、区画道路の整備を検討する。

④ 中央線連続立体交差化にともない、増大が予想される南北交通需要に対応して、西部地区の住民の交通利便性を向上するとともに、通過交通を適正に誘導・分散して、特に武蔵境駅周辺の生活道路の機能を向上するために、南北方向の都市計画道路の事業化を検討する。

① 武蔵野 2・2・14 号線の早期事業化を進める。

② 武蔵野 1・3・4 号線——三鷹 1・3・1 号線の事業の実現に向けて関係機関に働きかける。

③ これらの事業化に際しては、歩行性および環境に留意して歩道幅員の確保と緑化に努める。

(5) 地区交通対策

① 自転車対策

歩行者の通行の障害となり、また、防災活動上も障害となる放置自転車を、歩行者の安全と防災活動の確保をはかる観点から整理するため、自転車の放置防止に関する条例を制定し、自転車対策審議会を設け、整理区域を指定するとともに、自転車駐車場の整備増設をはかってきた。

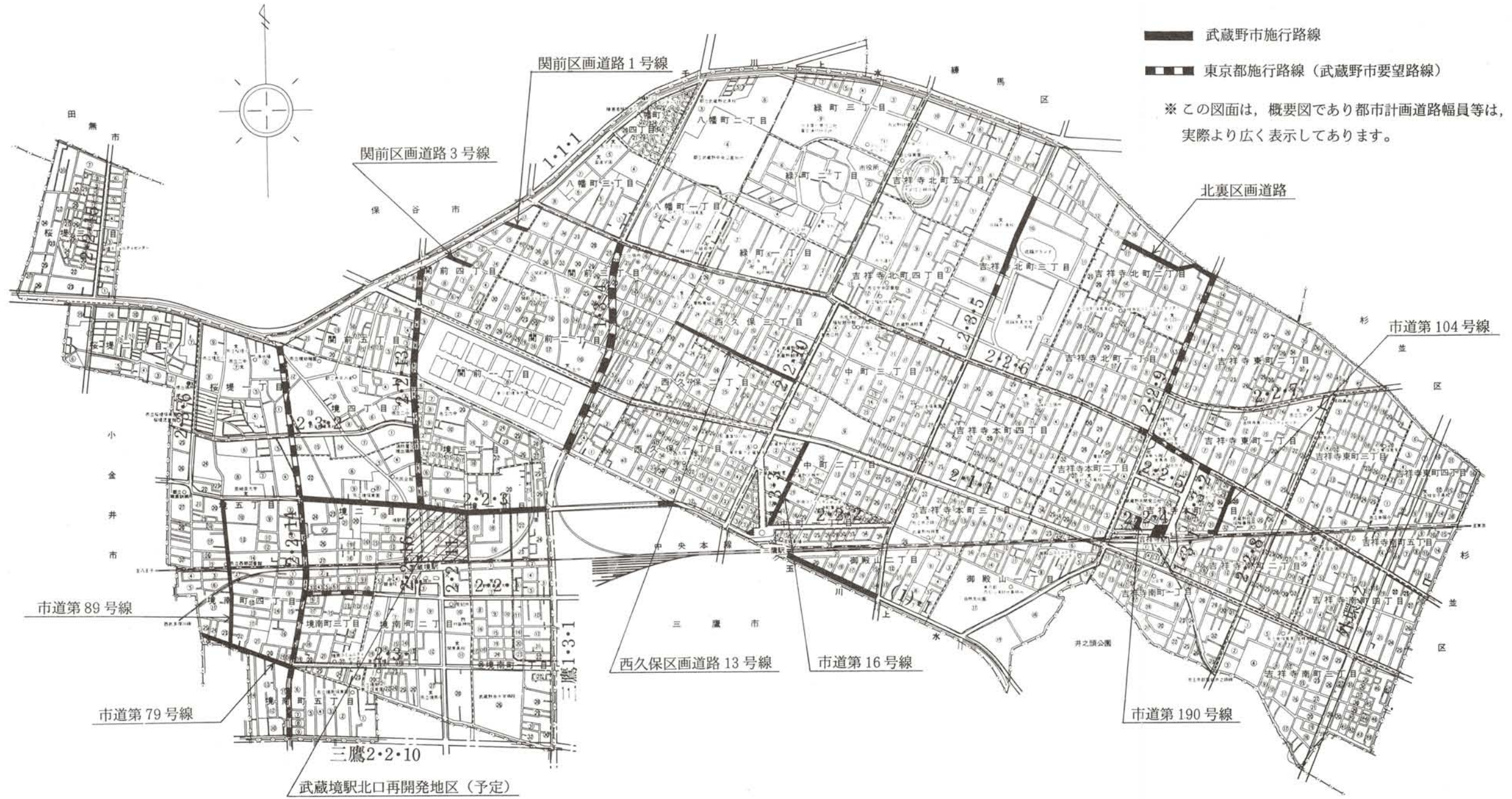
駅周辺における自転車駐車場の設置は多額な費用を要し、対応に苦慮するところであるが、放置自転車対策を有効なものにしていくうえからも、必要な範囲で自転車駐車場の整備増設を積極的に進める必要があるので、そのための用地確保に努めていくことにする。

② バス交通対策

バス停留所の整備は逐次実施しているが、さらに、バスの定時性の向上、到着情報、駅との連絡など、バス会社と協力しながらその方策を検討する必要がある。また、武蔵境と市役所とを結ぶバス路線の新設および市民文化会館利用者のための有効な輸送対策の確立については、その可能性がありえないかどうか再度バス会社と折衝してみることにする。

(6) 上水道

武蔵野市街路整備計画 (昭和 60 ~ 65 年度)



① 水道施設の改良工事と財源

将来において、水道管の老朽化にともない、大規模災害へのそなえもかねて、石綿管の敷設替えなど、水道施設の改良工事が予想される。水道都営一元化問題がこう着している現在、水道施設の改良工事計画とその財源について、今から真剣に検討していく必要がある。

特に鑄鉄管への切り換えは、ばく大な費用負担を要するので、市民と市政にとって大きな問題であり、全施設について総点検を行ったうえで、バランスのよい実施計画を慎重にたてていくことにする。

(7) 下水道

① 水洗化の完全実施

水洗化告示区域の中で、いまだ水洗化をしていない家庭などについて、融資制度の再検討や、し尿くみ取りの有料化などにより、早期に水洗化をはかる。

② 流域下水道の早期完成

多摩川左岸野川第二幹線、荒川右岸田無幹線の早期完成を、東京都に対し強く要請する。

③ 第二次下水道計画の検討

五日市街道に、第二次下水道計画を検討する。

④ 下水道施設の維持管理と財源

下水道事業は、施設建設が完了し、施設の維持管理の時代に移行した。これからは、施設の維持管理のために相当の費用がかかると考えられるので、下水道施設の維持管理計画と、その財源について検討をしていく必要がある。

(8) 廃棄物の処理

① クリーンセンターの運営管理

クリーンセンターが操業をはじめたが、早急に周辺地域住民の代表を含めた運営協議会を設置し、操業状態を不断に点検し、公害の発生を未然に防止する態勢を確立していく。

② 廃棄物再生利用

リサイクル施設の建設にともない、廃棄物再生利用がさらに活発になると思われる。省資源、廃棄物再生利用が叫ばれる今日、廃棄物再生利用に努力することは、市民の心構えの基本として確立されなければならない。高齢者事業団によるリサイクル・センター活動はその好例である。しかし、再生利用可能な廃棄物にも種々なるものがあり、その経済的効率も、再生利用がもつ社会的な効果もけっして一様ではない。そこで、ごみの減量化を進めるという基本的精神を見失うことなく、しかも再生利用の経済的効率と社会的効果をも考え、総合的見地に立った廃棄物処理方式を検討する。

(9) 産業対策

① 路線商業活性化対策

大型店に押されている路線商店街の活性化は、営業者の意識と商店会単位でのまとまりに負うところが大きい。商店会として活性化の意欲を示し、具体的方策の立案に熱意を示すところについては、市としても積極的にこれに対応して、これを支援していく。また、路線商店街と道路政策とのかかわり方を研究する。

② 農業対策

都市化が進んだ武蔵野市では、農地は都市化の波に押されて年々減少している。都会生活に慣れた市民が土に親しみ、作物をつくるという人間の基本的営為を体験するために、農家の協力によりすでに行われている市民農園への土地の提供や技術指導、梨のもぎとりなど農園の中に市民を入れての交流をはかるいき方は、武蔵野市における農家のひとつのあり方と考えられる。

第二の方向として、農業生産本来の立場から、小規模で高収益率、消費者と直結した都市型の農業生産品の開発・研究がある。これは次代の農業を担う若い世代への刺激となり、かつ市民の中で都会生活をしながらも、土への郷愁を抱きつづけている部分との接点を見いだすことにもつながる。

ただし、これらの活動もその根底には、農業生産者側からの積極的な参加が

なくては、永続性のある効果を期待することはほとんどできない。それには、たとえば、農家の代表を交えたプロジェクトチームをつくって検討するなど、なんらかの新しい方式による検討を試みなければならないであろう。

(10) 消費者対策

科学技術の飛躍的な発展は、人間社会にかつてない画期的な豊かさをもたらしたが、同時に、電子工学技術やバイオテクノロジーの分野で、新しい問題も発生しつつある。特にバイオテクノロジーの分野では、新種、新生物の創造など、効用と危険の双方を合わせもつ可能性がある。

これらの状況を踏まえるなら、科学技術の成果を享受し、その弊害をチェックするためのひとつの社会的手段として、消費者運動のはたす役割が期待される。

昭和59年度に、東京都の消費者センターに隣接して武蔵野市独自の消費者ルームを開所したが、これを拠点として、運動の主体性をそこなわない範囲において、消費者運動を積極的に助成し、自主講座等の広がり活性化をはかっていく。

高齢化社会を迎え、老人の健康への不安や孤独感を利用した悪質な商法が増え、ホームショッピングなどの新たな販売方式が普及し、消費者信用産業をめぐるトラブルがたえないなど、生活が便利になる反面、新しい問題が生じてきている。このようななかで、消費者教育も、子ども・学生を対象としたものとか、高齢者を念頭においたものなどを検討していく必要がある。だが、消費者の利益の擁護は、消費者の自覚と主体的行動にかかっているので、消費者運動の活性化を重点においていく。

2. 明日にむかう教育と文化——文教計画

次代を背負う青少年の健全育成は、社会にとって片時もゆるがせにできぬ重要な課題である。武蔵野市では現在、都市化によって青少年の遊び場や活動空間が制限されてきている。また、核家族化、共働き化による放課後の学童の問題も起こってきている。さらに受験戦争の過熱化により、本来心身の発達や休息のために用いら

れるべきエネルギーや時間が、無味乾燥な詰め込み、暗記のために使われるということも起こっている。

子どもを一人ひとり切り離し、狭い世界の中に閉じ込めてしまうのではなく、子どものための活動空間を確保し、そのなかで子ども達のがびのがびと、互いにふれあいながら成長していけるように、総合的な見地から、既存の施設をできるだけ有効に利用し、かつ、児童・生徒間に格差を設けぬ、全児童対策として、この問題を解決する方策を打ち出さなければならない。そのためには、学校教育の充実と相まって社会教育の発展をはかり、子どもを見つめ、親どうし、大人どうしの啓発を重ねていくことも重要である。

そうすることはまた、将来の文化を担う人材を育てることにもつながる。武蔵野市は従前から文化都市を志向し続けてきたが、武蔵野の文化は、これからさらに新たに創造していくべきものであろう。

文化はつねに動き、変化してやまないが、文化財は文化が残したいわば足型のようなものである。これが後に来る者達に刺激を与え、新たな文化活動の展開を示唆する可能性は大であり、造形芸術の分野で過去の芸術作品を収集するのは、けっして意味のないことではない。ただし、この場合でも、集められた作品は、質の良い、水準の高いものでなければ意味がない。ところがこのような作品は、数も多くなければ、その取得にも多大な金額を要する。かつ、そのような作品を所蔵する美術館や博物館が、隣接の都心部に多数存在するという事情も、考慮に入れておく必要がある。再現芸術の分野でも事情は変わらない。伝統芸能の保持者が少なくなっていく現在、これを次代に継承させ、またその型を記録にとどめるための努力がなされなければならない。

ところで、第2章の末尾にも言及した社会工学研究所の報告『21世紀の三多摩と武蔵野市』は、武蔵野市の将来像を〈文化・情報発信都市〉と規定している。ひるがえって本市の基本構想・長期計画をみると、武蔵野市がめざすべき目標は、「平和・自治・文化」のまちと規定されており、高い水準の文化活動の追求こそ、武蔵野市のアイデンティティのひとつの柱とされている。したがって、市政は文化という領域での行政の限界をわきまえながらも、一定の文化戦略というべきものをも

って、市民の文化活動を促進していく任務を負っているといわなければならない。

当面、具体的には、昭和 59 年に発足した文化事業団が、大胆で活発な企画・運営を行いうるようになるために、必要とあればその基金を増額するなど、行政面の条件を整備し、また、市民文化会館および芸能劇場が有効に活用されるように、効果的なアフタケアを行っていく。なお、伝統芸能への助成も検討していく。

(1) 小・中学校教育の充実

① 学校施設整備の推進

市立小・中学校の体育館、プールなどの施設整備は、整備計画にそって推進する。

井之頭小学校体育館・プール、第五中学校校舎増築、境北小学校プール、第三小学校プール改築を計画期間中に行う。

② 学校給食問題

学校給食についていろいろのことが、おりにふれ問題として投げかけられている。もう一度学校給食について、原点に戻って考えてみたい。学校給食は、都市で食糧が不足していた終戦直後、ユニセフ等の援助をえて始まった。欠食時代に始まった学校給食は、今日のような飽食時代においていかなる意義を有するのであろうか。

学校給食は、児童生徒の心身の健全なる発展と、国民の食生活の改善に寄与することを基本目的とし、日常生活における食生活について、正しい理解と望ましい習慣を身につけること、学校生活を豊かにし明るい社交性を養うこと、食生活を合理化し、栄養を改善し、健康を増進すること、食糧の生産、配分および消費について、正しい理解を導くことを目標としている。そして、戦争直後の欠食時代に、学校給食が児童生徒の心身の健全なる発展に寄与したこと、ミルク飲用、パン食、肉食の普及に寄与したことなどは、疑う余地のないところであろう。だが、戦後 30 数年にわたって実施してきた学校給食であるが、上記のような諸目標をほんとうに達成しているといえるであろうか。疑問の余地がある。

今日では、逆に、小・中学校を通じる長期にわたる学校給食の実施が、家庭における食事づくりの習慣に悪影響を与えているとか、また親子間の最低限のふれあいさえ断ち切っているとか、あるいは学校給食の栄養、献立、食事マナーについても、健康への影響を含めた種々の問題があるとも指摘されているのである。

戦後40年を経て、学校給食を取りまく種々の事情が変わってしまっている現在、過去の惰性に流されることなく、学校給食が今日においても功罪について、根本から論議を深めていく必要がある。少なくとも、それが、親の家事労働の軽減に寄与することをもって学校給食の主たる効用とすることは、あまりにも安易にすぎるであろう。

④ 小学校給食は、武蔵野市でも長年にわたって実施してきたところであり、市民生活の中にすでに深く定着しているので、これを軽々しく廃止することなどできない。むしろ、少しでもよい学校給食の実施をめざして努力を続けていかなければならない。

当面の方策としては、担当部門において、現行の給食調理について見直しの必要があるか否かを検討するとともに、学校現場での教職員による給食問題についての真剣な討議、そして、広く市民的な論議を要望したい。

また、給食を受けない自由を認める選択制の導入の是非についても検討していくものとする。

⑤ 桜堤調理場の改築を行う。

⑥ 中学校給食については、武蔵野市は、これまでミルク給食しか実施してこなかった。市民のなかには、中学校についても完全給食の実施を求める声もあり、請願が市議会でも採択されてきたところであるが、その可否については、前記のような観点から、とりわけ慎重な検討を要する。学識者を交えた関係者による検討委員会を設け、その結論をえたうえで、あらためて論議することにしたい。

なお、この検討委員会に対しては、武蔵野市で中学校の完全給食を実施するとすれば、それは、共同調理場方式とならざるをえないのではないか、教

室方式とならざるをえないのではないか、といった現実的な諸条件の検討に加えて、小学校給食と中学校給食との違い、中学校段階にまで学校給食を延長することがもつ功罪などを、総合的に検討することを諮問するものとする。

③ 学校開放

次項に述べる子どもの遊び場確保の観点から、教育委員会および各市立学校の協力をえて、校庭と体育館に当面の対象を絞って開放（放課後日没までと、早朝）の方策を検討したい。そのためには、夜間を含めた時間外警備方式の変更、開放時の管理、安全責任体制の確立などの問題がある。すでに13校中の7校の小学校においては、PTAの努力によって放課後の校庭開放が進められているが、開放される曜日が限定されていたり、時間帯が限られている。これ以上校庭開放のいっそうの拡大を、PTAの努力にのみ期待することはできない。

そこで、市が総合的な対策を確立して、学校開放をいっそう促進していくために、プロジェクトチームをつくって検討する。

(2) 青少年環境の改善

子どもの創造力、集中力等は幼少から学童期の遊びと大いに関係があるといわれている。子どもが遊びを必要とする時に十分遊ばせることは、社会にとってもきわめて意義のあることである。

しかし一方、子どもは、小学校に入るとまもなく受験戦争の嵐の中に立たされる。このことは、まわりの大人にももちろん責任が大であるが、現代日本の競争社会の仕組みの中では、さけて通れない面もある。

子どもが遊びを必要とする時期に十分遊ばせ、しかも、現代の受験戦争の中でものびていけるようにすることを、行政も本格的に取り組まなければならない。

子ども対策会議（仮称）をつくり、子ども（青少年）の実態を分析、検討し、その結果に対応し、解決していく施策をはかる。そのためには、教育・福祉等関係行政機関の縦割りを廃し、縦横織りなす総合的施策を進めていく。

また、中央公園をはじめ既存の施設の子ども達による有効利用を促進するため、遊び場マップの作成などの方策を検討する。

① 私立幼稚園の援助と活用の検討

武蔵野市の幼稚園教育はほとんど私立幼稚園によって担われており、その施設設備は充実しているが、今後は幼児年齢人口の減少にともなって、入園者が漸減していくかもしれない。

そこで、私立幼稚園が園庭を子どもの遊び場として一般開放したり、育児に悩む母親の相談に応じるなど、育児・教育事業を行う場合には、これに対して、財政上の援助をするといった方策が必要ではないか、望ましくないか、私立幼稚園関係者と協議し、必要かつ望ましいということになれば、その具体的な方策について検討していきたい。

② 野外活動施設のネットワーク化と指導体制の確立

① 児童生徒に野外活動を体験させ、自然の中で豊かな心を育てることが大切である。このため50 km圏、100 km圏、200 km圏に野外活動施設を設置し、ネットワーク化をはかる。すでに、100 km圏は富士高原学園、200 km圏は市立自然の村（旧少年自然の村）が設置されているので、50 km圏（日帰り圏）のたとえば秋川、名栗川、高麗川などから適地を選定する。なお、施設は一般市民への開放も行う。

また、富士高原学園の改築の検討を行い、改築にあたっては、一般市民も家族ぐるみで利用しやすいような施設整備を検討する。

② 施設のネットワーク化にともない、指導体制を確立する必要がある。

指導体制の確立については、「第3章重点事業」2-(3)「青少年活動の組織づくり」を参照されたい。

したがって、野外活動の指導者は、青少年活動の組織からの派遣制度による。

(3) 市民文化の創造と市民学習

武蔵野市は、従前から文化都市を志向してきたが、新たな市民文化の創造には、長い年月と地道な努力を要する。

本市の文化活動は、高学歴・中高所得の市民が多数を占めていることから、西

欧志向型教養主義と伝統芸能志向型お稽古事主義が、その主流を占めている。これらをどのようにして既成の枠を取り払い、融合活性化していくかが今後の課題であろう。それには、以下の3つの方策を進めていく必要がある。すなわち、

第1には、明治以来のわが国の文化傾向、特に音楽教育に典型的にみられるような、19世紀西欧の文化・芸術一辺倒のいき方を是正し、わが国をも含めて中国、朝鮮半島、東南アジア、インド亜大陸などの東洋、また中南米やアフリカなど、世界の諸文化・芸術にふれる機会をつくる。

第2には、わが国の伝統文化についても、家元制度に支えられている諸芸能に限らず、民俗的・民衆的なものまで含めて、広く総合的な見地からとらえなおす。

第3には、文化活動のあらゆる面で、市民が積極的に自身で歌い、踊り、描き、彫った成果を発表する機会を増やしていく。特に、この第3点は、武蔵野市のように、都会型消費生活が定着しているまちでは、市民の文化活動への参加が、ともすれば受身の「観る・聴く」に限られていく傾向を打破していくうえに、必要不可欠である。

① 生涯教育

改築した市民会館を、十二分に活用して、社会教育事業の充実をはかる。武蔵野公会堂の全面改築は、この調整計画の計画期間中には予定しないものとする。

成蹊大学との間には、一定の提携が行われているが、市内ならびに隣接地区に所在する諸大学との協定をさらに拡大して、これら大学の講座の公開、大学図書館の利用の公開などを要請していく。

また、CATVを利用した市民学習の将来における可能性についても、検討していくものとする。

② 郷土館（仮称）建設の再検討

郷土館（仮称）の建設は、第二期長期計画の際に「中央文化ゾーン」の一環として構想され、旧市庁舎を保存建築物として、そのまま「チューリップ公園」の北側に移築する方針で、郷土館（仮称）設立調査委員会の検討も行われた。しかし、旧市庁舎が移築に耐えないものとして取り壊された現在、新たな角度

から再検討する必要にせまられている。隣接の小金井市に都立郷土館もあり、同種の、それも規模の小さなものを武蔵野市に設けても意義は少ないとする見解もあれば、農家の屋敷を保存する方が価値があるとする見解もある。古文書史料類については図書館で保存し、展示する方法も考えられる。

教育委員会は、独立の郷土館を建設することをせず、「中央文化ゾーン」の一角に総合教育センターを建設し、これに郷土館的な機能をも含めようとする案を提示しているが、これについては、すでに第2章の第9点に述べたような事情もあり、当面の計画課題とするわけにはいかない。

③ 図書館のあり方

武蔵野市の図書館行政は、従来から立ち遅れが指摘されてきている。これは主にどのような図書館行政を行うべきか、その根本的方針が十分論じられてこなかった点にあると考えられている。

したがって、武蔵野市にふさわしい図書館のあり方を早急に検討して、図書館構想を策定するとともに、図書館の運営体制を改善していくものとする。

図書館の整備目標としては、武蔵野市の人口や面積を考えると、現在の中央図書館を中心として、武蔵境、吉祥寺の二駅勢圏にひとつずつの三館構想が適当と考えられる。そこで、吉祥寺圏の東部図書館をできるかぎり早期に設置するため、適地の取得・選定を行う。なお、第2章の第9点に既述のとおり、現在の中央図書館は、将来現在地において改築、拡充するものと予定しておきたい。

その他の注意すべき点としては、①書籍に限らず、録音テープ、ビデオテープ、レコードなど新しい資料の収集、保管、閲覧の可能性を検討すること、②社会の各領域における基本的文献をそろえたうえで、市民の知的好奇心を満足させえるよう、バランスのとれた収集を行うこと、③このような必要に対応できるように、図書館職員の研修や市民のなかの学識経験者の活用を行うこと、④市内の文庫やコミュニティセンターなどとの連携を深めること、などが考えられる。

④ 美術館の検討

野田九浦氏の作品の寄贈を受けて以来、美術館建設を求める声が起こってきた。そこで、野田九浦氏の作品については、すでに収蔵庫を市役所内に確保するとともに、新設された市民文化会館内の展示室において定期的にその展示を行うことにした。今後の課題は、これらの作品を広く市外でも展示する機会をつくり、多くの絵画ファンの鑑賞に供していくことであり、それには、展示に関する企画の機能をそなえた保管システムを確立していかなければならない。

その他の美術展のための当面の方策としては、従来からあるF&F市民ホールに加えて、市民文化会館・芸能劇場・市民会館の展示室の活用をはかっているきたい。

将来の問題として美術館問題を考えるとき、美術品の積極的な収集（購入）を行い、これを中心にした常設展示・企画展示を行うような美術館をもうける方向で考えるのか、それとも、展示場の貸与が主、企画展示が従の美術館を充実する方向で考えるのかが問われるが、武蔵野市の状況からすれば、後者であると考えられる。そこで、美術展示場のいっそうの拡充方策については、F&F市民ホールの将来とも合わせて慎重に検討していくものとする。

(4) 婦人行動計画について

国連の提唱を踏まえて、わが国および都道府県で婦人行動計画が策定され、関連施策が実施されてきている。

市町村レベルにおいて、どのような計画と施策が必要なのかはまだ明らかではないが、とりあえず、婦人行動計画関連事項の所管部門・担当を明確にして、この動向に対処していく。

3. 健康でゆとりある市民生活——福祉計画

行政は、原則としてすべての市民に平等であるべきである。しかし、一般市民向けに用意されたサービスだけでは、その特別のニーズを充足されない人々がいる。このような人々に対して行政は、きめ細かなサービスを行うことが必要になってく

る。

だが、この場合でも、健常者に対する障害者、青壮年者に対する高齢者というような分類を行い、後者には前者とは全く別の対策を用意するというような方式は、できるだけさけていかなければならない。なぜならこのような方式では、特別な配慮を要する人々が、ますます全体から切り離されることになってしまうからである。そうではなくて、障害者、高齢者が他の市民とともに生活し、それぞれに自己の有する能力に応じて社会的役割を受けもち、各種の活動に参加し、できるだけ自立していくように促すこと、そして行政は、そうした統合と自立をしやすい条件を整えるという観点から、施策をたてることが肝要である。

以上のような観点に立つとき、武蔵野市における福祉の基本方針を定める計画の策定が必要となってくる。福祉行政は、生活の援護、児童福祉、老後福祉、障害者福祉の間のバランスと、相互関係が特に重要な分野である。また、福祉行政は、事務事業が無限に細分化していく傾向をもつ分野でもあるため、施策相互間のバランスと相互関係が特に重視されなければならない。そこで、既存の施策を体系的に整理するとともに、見直していくべき分野、今後充実していくべき分野を明示するような福祉基本計画を策定する。

(1) 市民の健康管理

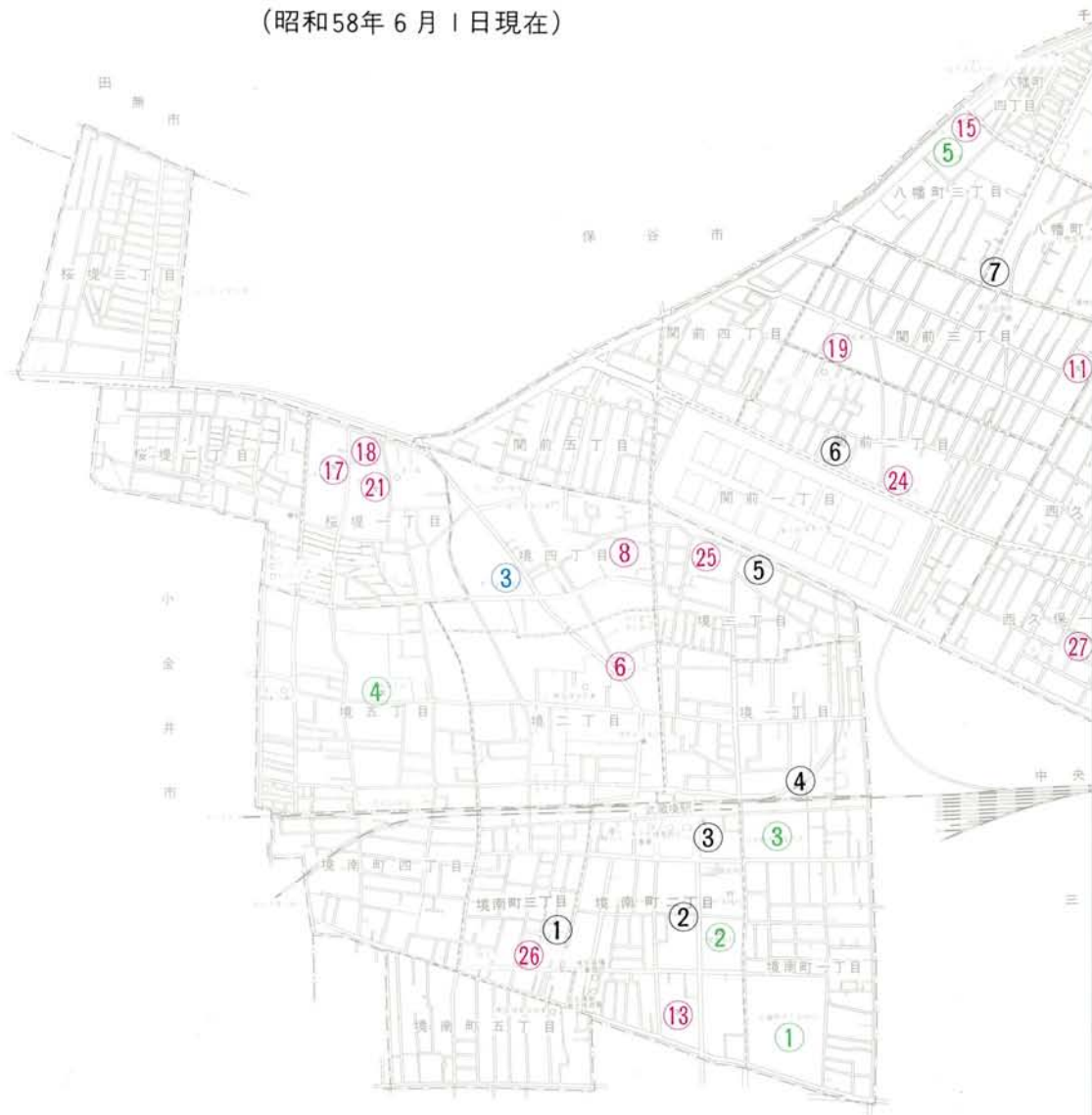
① 市民の健康

- ④ ライフサイクルを通しての健康診断制度の充実をはかり、健診を全く受けたことのない人をなくすことをめざして、受診率の向上に努める。
- ⑤ 保健センターの建設にあわせて、都立保健所との健診データの相互交換をはかる。
- ⑥ 心身障害児の早期発見のためにも、乳幼児段階で現在行われている健診に加えて、心理面の健診を充実する方策について検討する。
- ⑦ 健康相談、健康教育を充実し、健康への啓蒙に努める。

(2) 市民スポーツの振興

体育施設

(昭和58年6月1日現在)



体育施設

58・6・1現在

<市立>

- | | | | |
|------------|---------|-------------------|------------|
| ① 市営陸上競技場 | } 体育課 | 21 市立第二中学校 | 52-2148 |
| ② 市営プール | | 51-5131 | 22 市立第三中学校 |
| ③ 市営弓道場 | } 陸上競技場 | 23 市立第四中学校 | 51-7675 |
| ④ 市営野球場 | | 52-4077 | 24 市立第五中学校 |
| ⑤ 市営緑町体育館 | | 25 市立第六中学校 | 53-6311 |
| ⑥ 市民会館体育館 | | 26 境南コミュニティセンター | 32-8565 |
| ⑦ 市立第一小学校 | | 27 西久保コミュニティセンター | 54-8990 |
| ⑧ 市立第二小学校 | | 28 吉祥寺北コミュニティセンター | 22-7006 |
| ⑨ 市立第三小学校 | | | |
| ⑩ 市立第四小学校 | | | |
| ⑪ 市立第五小学校 | | | |
| ⑫ 市立大野田小学校 | | | |
| ⑬ 市立境南小学校 | | | |
| ⑭ 市立本宿小学校 | | | |
| ⑮ 市立千川小学校 | | | |
| ⑯ 市立井之頭小学校 | | | |
| ⑰ 市立境北小学校 | | | |
| ⑱ 市立桜堤小学校 | | | |
| ⑲ 市立関前南小学校 | | | |
| ⑳ 市立第一中学校 | | | |

- | | |
|------------------|---------|
| ⑥ 市立第二中学校 | 52-2148 |
| ⑦ 市立第三中学校 | 22-1426 |
| ⑧ 市立第四中学校 | 51-7675 |
| ⑨ 市立第五中学校 | 52-0421 |
| ⑩ 市立第六中学校 | 53-6311 |
| ⑪ 境南コミュニティセンター | 32-8565 |
| ⑫ 西久保コミュニティセンター | 54-8990 |
| ⑬ 吉祥寺北コミュニティセンター | 22-7006 |

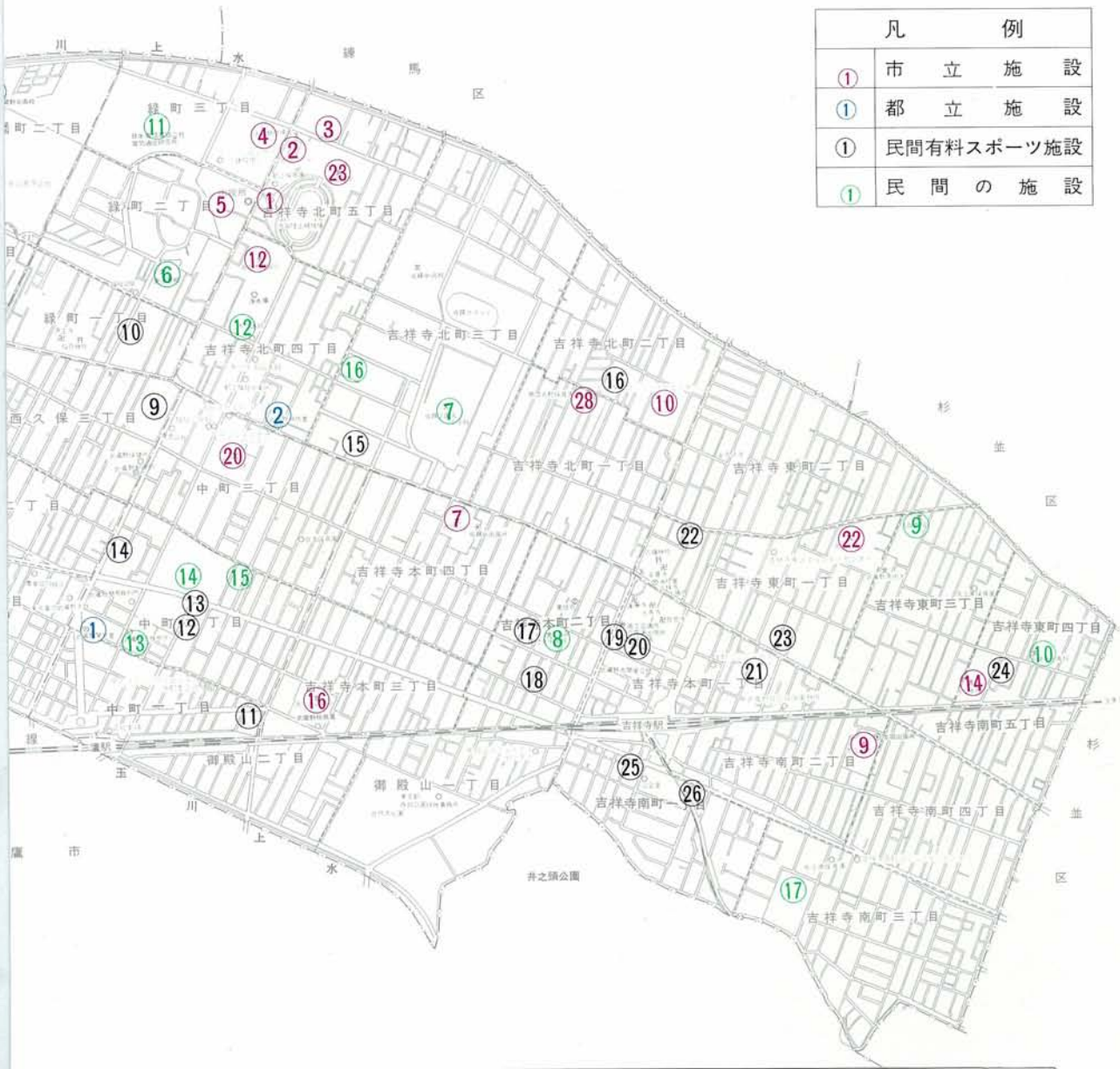
<都立>

- | | |
|--------------|---------|
| ① 武蔵野警察署 | 55-0110 |
| ② 武蔵野消防署 | 51-0119 |
| ③ 都立武蔵高等学校 | 51-4554 |
| ④ 都立武蔵野北高等学校 | 55-2071 |

<民営有料スポーツ施設>

- | | |
|------------------|---------|
| ① 境南スポーツガーデン | 32-0586 |
| ② 武蔵野エイトスイミングクラブ | 31-0008 |
| ③ 武蔵境スポーツガーデン | 31-2181 |
| ④ 武蔵野オートテニスセンター | 54-9361 |
| ⑤ 武蔵境ゴルフセンター | 54-1810 |

- ⑥
- ⑦
- ⑧
- ⑨
- ⑩
- ⑪
- ⑫
- ⑬
- ⑭
- ⑮
- ⑯
- ⑰
- ⑱
- ⑲
- ⑳
- ㉑
- ㉒
- ㉓
- ㉔
- ㉕
- ㉖



凡 例	
①	市立施設
①	都立施設
①	民間有料スポーツ施設
①	民間の施設

ゴルフセンター	54-3401
野スポーツハウス	52-1611
少年柔道塾	51-0161
保ゴルフセンター	51-2008
ンパークゴルフセンター	54-3489
園卓球会館	52-3224
テニスクラブ	55-1951
スイミングクラブ	55-1951
サキテニススクール	55-1234
寺テニススクール	52-1315
寺テニスクラブ	21-3265
スイムスクール	21-2351
シノクラブ	21-2955
寺オートテニスガーデン	21-8378
丹オートテニスガーデン	21-1111
ロボウル	21-1181
道場	22-2361
野卓球場	22-7546
Sテニススクール西荻	21-4606
屋上テニス練習場	48-0101
ンクレストアスレティック	48-2241

- ＜民間の施設＞
- ① 日本赤十字武蔵野女子短期大学
 - ② 聖徳学園関東中学校・高等学校
 - ③ 日本獣医畜産大学
 - ④ 亜細亜大学
 - ⑤ 盈進学園小学校・中学校・高等学校
 - ⑥ 武蔵野東小学校
 - ⑦ 成蹊学園小学校・中学校・高等学校・大学
 - ⑧ 藤村女子中学校・高等学校
 - ⑨ 法政大学第一中学校・第一高等学校
 - ⑩ 吉祥女子高等学校
 - ⑪ 武蔵野電気通信研究所
 - ⑫ 十条製紙武蔵野寮
 - ⑬ 三鷹工業(株)弓道場
 - ⑭ 横河北辰電機製作所
 - ⑮ 横河北辰電機健康保険組合体育会館
 - ⑯ 石油開発(株)武蔵野アパート
 - ⑰ 三菱鉱業セメント(株)吉祥寺テニスコート

① スポーツ

体を動かす機会の少ない都市生活者にとって、スポーツは健康維持のために欠くことができない。スポーツによって少しでも体力の衰えを防ぐことは、高齢化社会に向って個人がなすべき対応策のひとつである。

どのスポーツを愛好するかは、個々人によって千差万別であるが、行政のなすべきこととしては、施設づくりや指導体制の確立をはかっていくことである。

幼児から老人までの体力づくり、健康づくりのための重点事業のひとつとして、総合体育館を建設するとともに、陸上競技場の一般開放、学校開放などを促進し、スポーツの楽しめる場所の確保に努め、民間施設の有効活用の方法を検討する。

② 市民スポーツ大会の実施

婦人を中心にした市民運動会に加えて、コミュニティセンターの体育館などで各種の地域的なスポーツ大会が催されてきているので、市民スポーツ大会のあり方を総合的に検討していく。

(3) 老後福祉施策の充実

高齢者にとって最も望ましいのは、なんといっても長年住み慣れた家族と一緒に在宅で、あるいは地域環境の中で、できる限り生活していくことである。もちろん、これは、核家族化や共働き化が進行しつつある近年の日本の社会においては、必ずしも容易に実現できることではない。しかし、高齢化の問題は、けっして高齢者および高齢者をかかえる家族のみの問題ではなく、現在の壮年者であれ、青少年であれ必ず一度は経験する、人間のさけて通れない普遍的課題である。地域の人々が、かつて自分達の育った社会を支えてくれ、今や老境に入った高齢者たちを、あたたかく見守り、かつ支えるといった態勢をつくっていくことが望ましい。

そのためには幼少時から、あるいは青壮年層に対して、高齢者問題に対する理解を深めるような啓蒙活動が必要である。また、ホームヘルパー、家庭奉仕員、ボランティアなど、在宅福祉活動のために労力を提供する有償無償の多様な人材

を養成していく必要がある。それが地域内での相互扶助、高齢者と近隣とのつながりを成り立たせることに役立つ。

高齢者問題は多面的な広がりをもつが、健康な高齢者にとって重要なことは、高齢者に働く場所・機会を保障することである。就労は心身の健康の保持、所得の保障、社会参加、生きがい対策等、総合的な効果をもたらすことになるからである。

ところで、高齢者問題の最大のポイントは、「痴呆性老人」、「寝たきり老人」の増加を抑制することにある。そのために、前述の啓蒙や近隣とのつながりが有効であるのはいうまでもないが、将来構想としては、高齢者が通所する多目的の小規模なハーフウェイハウスのようなものを、各地域に整備していく必要があるのではないかと思われる。

① 在宅福祉施策の充実

高齢者対策の中で、今後急増する高齢虚弱もしくは心身の障害により医療と介護を必要とする者のための対策として、老人専門病院の建設を求める声もあるが、武蔵野市における用地取得の困難性、医療機関の状況、財政負担、医師およびその他の医療従事者（保健婦、看護婦、ケースワーカー、作業療法士、理学療法士等）の確保等多くの問題点があり、むしろ、次のような方策を検討しつつ実現可能な計画を進めるべきであろう。

① 在宅福祉施策をいっそう拡充していくためには、たとえば、(a)デイ・ケア、(b)緊急対応(ナイト・ケアを含む)、(c)食事サービス、(d)相談、(e)ボランティア等市民が活用できるスペースのような諸機能をそなえた、多目的小規模なハーフウェイハウス（仮称、地域老人ケア・センター）を、生活行動圏単位に設置していく必要があるのではないかと思われるので、ハード、ソフトの両面からこの種の施設の必要性と可能性について検討し、将来構想をにつめていく。

② 医療機関を付設したハーフウェイハウスの設置は困難と思われるが、医師会と特約することにより実質的にその機能をそなえるものとする。

③ 公的病院もしくは民間病院の一定のベッド数を確保することにより、ナー

シングホーム的機能をはたす。

② 特別養護老人ホームの拡充

緑寿園とそのデイ・ケア・センターに加えて、昭和59年度には新たに、尚和園にも痴呆性老人を中心とした特別養護老人ホームの新設が四市共同事業として着手された。しかし、特別養護老人ホームに対する需用増に対して、将来にわたってこれで十分であるか否か疑わしい。また、その立地が市外の西部にかたよりすぎているという問題点もある。この点は尚和園の特別養護老人ホームの開設後の状況をみて、また前記の地域老人ケア・センターの構想との関連において検討していくものとする。

③ リハビリテーションの拡充

今後の施策としては、寝たきり老人の発生を極力抑制することが重要である。このため、健診と保健指導を強化充実するとともに、リハビリテーション施設の拡充をはかる。

リハビリテーション施設の設置場所としては、障害者福祉センター、保健センター、福祉会館の3か所が考えられているが、これらの間の機能分担、相互関係については、さらに慎重に検討していく必要がある。

④ 福祉会館の老後福祉専用化

福祉会館の中におかれていた「母と子の教室」が移転した現在、「臨床検査センター」を保健センターに移転し、老後福祉施設としての専用化を進めるため、改修を行う。

なお、福祉会館を将来、現在地において全面改築するか否か、これを特A型の老人福祉センターとするか否か等は、さらに慎重に検討を続ける。

⑤ 福祉公社の拡充

福祉公社のあり方については、種々の問題点が指摘されており、目下庁内にプロジェクトチームを設け、鋭意検討を進めているが、この検討結果を踏まえて法人化を促進し、老後保障基金を設置して福祉公社の基盤を安定させ、そのサービスの対象と内容を拡充していく。

⑥ 就労対策

高齢者の就労の機会を確保することは、民間産業界の努力にまつところが大きいですが、社会全体がワークシェアリングの発想をもつことが望まれる。それ故、高齢者事業団を設立するなど努力してきたところであるが、今後は、行政においても高齢者が就労しうる業務を開発していかなければならない。当面考えるものとして、たとえば、各種施設の管理業務、学校開放にともなう業務、より広くは教育・文化の面で高齢者が若手層をケアする態勢、福祉の面で高齢者が高齢者をケアする態勢などを検討していく必要がある。

(4) 障害福祉施策の充実

① リハビリテーションの拡充

障害者福祉センターで実施してきたリハビリテーション事業は、成果をあげており、需要増も見込まれるので、これを拡充する。ただし、施設の拡充場所については、既述のように、新設を予定している保健センターとの関係も含めて多角的に検討し、最善の方法を選択する。

② 心身障害児の早期発見

心身障害児の早期発見を行うための方策について検討し、実施する。ただし、このために、現行の乳幼児健診システムに、2歳児の健診を追加する方法が有効なのか、それとも既存の健診システムを充実する方法で足りるのかという点について、さらに慎重な検討を行う。

③ 福祉作業所整備の検討

現在武蔵野市内には、都立の福祉作業所・授産場に加えて、いずみ作業所、千川作業所、愛と和の家という3つの無認可福祉作業所があるが、それぞれに種々の問題をかかえている。そこで、これらの問題にどのように対処していくのか、早急に検討に着手する。

④ 生活と就労の場の確保

養護学校卒業後の心身障害者に対して就労と生活の場を確保していくために、前記の福祉作業所の整備に加えて、障害者についても高齢者と同様に、ワークシェアリングの発想を適用する障害者事業団の新設、重度肢体不自由者および

精神薄弱者の共同生活寮ないしコロニーの問題について検討していく必要がある。ただし、共同生活寮ないしコロニーについては、法内施設となりうるか、武蔵野市単独で行いうるか、武蔵野市内に設置しうるか等々難問が多いので、軽々に結論を出すことはできないが、その必要性と可能性について検討する作業に早急に着手したい。

(5) 児童福祉施策の充実

① 児童問題についての総合的な調査の実施

児童を取りまく生活環境には大きな変化があり、これに応じて児童の生活実態に大きな変化が生じている。各種の児童問題の多くはこの点に由来している。こうした児童問題のうち、どこまでが市政で対処しうるものなのか、また、市政で対処すべきものか、それとも家庭、地域、学校等で対処すべきものなのか、この見分けがむずかしくなっている。

そこで、今後の児童対策を確立するための基礎的な作業として、市内の児童の生活実態について、多角的・総合的な調査を実施する。この調査は福祉部のみで行いうるものではない。教育委員会はもとより、広く関係各部の参加、あるいは各種の専門家の参加をえて、総合的な観点に立ちうる委員会等を設ける必要がある。

② 児童館

基本構想では、「児童館の設置はコミュニティ構想の完成、ならびに学校開放の徹底した実現をまって考えることにする。」となっていたが、コミュニティ構想の完了も間近にせまっており、また、学童クラブの小学校通学区単位の設置も完了したので、児童館構想についての検討に着手する。

だが、児童館の増設に踏み切るべきか否かは、市政にとってきわめて重大な選択である。過去において、児童館の増設を求める請願が、市議会によっていくたびも採択されながら、これに踏み切れなかったのもこのためである。そこで、このたび児童館構想についての検討に着手するにあたっては、児童館を意欲的に整備し運営している自治体における児童館活動の実態、その功罪につい

て徹底した実態調査を行い、児童館の必要性と可能性を明らかにする必要がある。武蔵野市の場合には、東京都の方針とは異なり、児童館と学童クラブを切り離して対処してきたという経緯がある。また、今後の方針としても、児童館と学童クラブを結合し、一小学校区に一館の児童館を設置していくことは、用地取得の面においても、職員配置の面についても、至難の事であるとともに、コミュニティ構想の理念とも背反するおそれがある。

そこで、今後児童館を増設していくとすれば、何館設置することを最終的な整備目標とするのかということからまず確定しなければならない。それによって、児童館の利用者が変わり、その性格が変わることになるので、これを児童福祉法上の児童館とすべきか否かをも含めて検討しなければならない。

当面は、桜堤児童館一館であることにかんがみ、これを中央児童館として位置づけ、その充実をはかり、コミュニティセンターとの連携を深め、これを拠点として全市的にサービスしていく方策を拡大する。

③ 学童保育事業

学童保育事業は、児童福祉事業であるが、学校教育と密接な関連をもつ。そこで、学童保育については、全児童対策の一環として、学校教育との協調点をみいだしていかなければならない。

学童クラブは、小学校通学区単位に設ける方針を堅持し、プレハブ施設等の解消をはかっていく。設置場所についても、「将来はこれを小学校の校舎内または校地内に併設する。少なくともこれに近接して設ける方向をめざす。」という基本構想の方針を堅持する。すなわち、既設の学童クラブについて、移転、増改築などの必要が生じたときには、極力上記の方針に従って対処していく。

この方針は、学童クラブに入所する児童とそれ以外の児童に対してできるだけ区別せずに対処する方向にも寄与することになる。ただし、この点は、午後4時以降の学校開放問題とも深く関連するので、学校当局との協議を深めていく必要がある。

④ 保育園

一町一園構想は数の上では達成されている。地域的偏在はなお残っているが、

現在の人口予測によれば、将来大幅な需要の伸びは見込まれないので、公立保育園の増設は当分の間見合わせる。

都立保育園の移管は、都と市町村との事務配分にかかわる事柄であり、武蔵野市としても無条件で受け入れるのは問題である。過去に市議会においても移管に反対する決議がなされてはいるが、総合体育館の建設用地の問題等もあるので、東京都と移管の条件につき折衝し移管を引き受けることにしたい。なお、この際には、同保育園を現在地から移転するとともに、この機会に同園の乳児（0歳、1歳）層を中心にした定員増を行なう。

赤十字保育園の改修を行う。

なお、現行午後6時30分まで実施している延長保育を、厚生省の指導に従って午後7時まで延長することについては、疑問点も多いのでさらに慎重に検討していく。

⑤ 無認可保育室

認可保育園では、出産直後の乳児の保育が行えない実情となっている。この点で、無認可保育室がはたしている機能は大きい。無認可保育室は認可保育園の欠陥を補完している一面ももっている。そこで、無認可保育室に対して、一定の条件のもとに、施設・設備等についての補助を行いその改善をはかっていくことにする。

⑥ 緊急一時保育の実施

保護者の不在、病気、出産等により緊急に一時保育を必要とする児童（就学前）の保育を、委託事業方式で実施する。

